

岡崎アスリート支援金交付要綱

(趣 旨)

第1条 岡崎市にゆかりがあり、世界・全国レベルで活躍する選手・チーム（以下「岡崎アスリート」という。）を発掘し、地域ぐるみで支え応援する岡崎アスリート支援事業の一環として、大会での活躍を称えるとともに、本市のスポーツ振興及び競技者の継続的な意欲向上を図るため、国際大会や全国大会に出場する者に対し交付する岡崎市アスリート支援金（以下、「支援金」という。）について必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 市内在住（住所を有する）、在勤、在学、市内指定障がい者支援施設等に入所する者で、次条に定める大会に出場する選手又は出場した選手を交付対象者とする。

(対象大会)

第3条 交付対象となる大会は、次の各項に定めるものとする。

2 全国大会とは、以下の大会をいう。

- (1) 国及び全国を統括するスポーツ団体並びに公益財団法人日本スポーツ協会、同協会加盟中央競技団体が主催する大会
- (2) 国及び公益財団法人日本障害者スポーツ協会並びに日本パラリンピック委員会（JPC）加盟競技団体が主催する大会
- (3) その他市長が認めた大会

3 国際大会とは、以下の大会をいう。

- (1) オリンピック・パラリンピック・デフリンピック・スペシャルオリンピックス
- (2) アジア競技大会・アジアパラ競技大会
- (3) 国、日本オリンピック委員会（JOC）及び公益財団法人日本スポーツ協会加盟中央競技団体が選手を派遣する世界選手権大会
- (4) 国、日本パラリンピック委員会（JPC）及び公益財団法人日本障害者スポーツ協会が選手を派遣する世界選手権大会
- (5) ユニバーシアード世界大会
- (6) 世界を統括する団体が主催する大会又は同等の大会
- (7) その他市長が認めた大会

(交付金額)

第4条 交付金額は、別表（1）（2）のとおりとする。

2 各個人及びチームが複数の交付対象となる全国大会等に出場する場合には、その都度申請できるものとする。ただしツアーやリーグ戦等の同一大会において、別部門や、個人戦及び団体戦等、複数部門での出場は一つとみなすこととする。

(適用除外)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金を交付しない。

- (1) 予選会、記録会、選考会又は大会運営側からの推薦等を経ずに出場した場合、若しくは参加標準記録等の基準がない大会に出場した場合（ただし、障がい者の大会等はこの限りではない。）
- (2) 親善大会及び交流大会へ出場した場合（ただし、予選会等を経て出場した場合はこの限りでない。）
- (3) 公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する大会について、岡崎市又は岡崎市教育委員会から補助金、賞賜金を受けている場合

（申請）

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、対象大会開催日の30日前から対象大会最終日の30日後までの期間に「岡崎アスリート支援金申請書」（別記様式）を次に掲げる書類を添えて市長へ申請しなければならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 対象大会の開催要項
- (2) 出場を証明できるもの（対象大会の結果が記載された書類又は大会プログラム等）
- (3) 第5条第1項第1号に該当しないことが証明できるもの（予選会等の結果表、賞状、推薦状、標準記録を満たすことが分かる記録表等）
- (4) 第8条の結果報告書（対象大会終了後に申請した者のみ）

2 支援金の申請は、出場した選手又は所属チーム等の指導、管理、監督、運営等を担う者（以下「所属チーム等の責任者」という。）が行うものとし、出場した者が未成年の場合は、保護者又は所属チーム等の責任者が行うものとする。ただし、それらの者が申請できない場合は、チーム関係者が代理で申請を行うことができるものとする。

（受領）

第7条 支援金の受領は、出場した選手又は所属チーム等の責任者が行うものとし、出場した者が未成年の場合は、保護者又は所属チーム等の責任者が行うものとする。ただし、委任状（別記様式）を提出する場合は、委任された者が受領することができる。

（結果報告）

第8条 対象大会開催前に支援金の交付を受けた者は、大会終了後速やかに結果報告書（別記様式）を市長へ提出しなければならない。

（返還）

第9条 支援金を交付後、大会が中止になった場合及び大会を欠場する等交付する要件に該当しないことが確認された者については、支援金を返還させることができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月1日より施行する。
- 2 令和6年3月31日以前に終了する大会については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

(1) 健常者

対 象		金 額
オリンピック サッカーワールドカップ ラグビーワールドカップ		1人 50,000円
アジア競技大会 各競技別世界選手権大会又はこれに準ずる大会 (ジュニア大会等は除く)		1人 30,000円
上記大会を除く国際大会 (予選会・記録会のある交流大会等を含む)	個人	10,000円
	団体	10,000円×人数分
全 国 大 会 (予選会・記録会のある交流大会等を含む)	個人	5,000円
	団体	5,000円×人数分

(2) 障がい者

対 象		金 額
パラリンピック デフリンピック スペシャルオリンピックス		1人 50,000円
アジアパラ競技大会 各競技別世界選手権大会及びこれに準ずる大会 (ジュニア大会等は除く)		1人 30,000円
上記大会を除く国際大会 (予選会・記録会のある交流大会等を含む)	個人	10,000円
	団体	10,000円×人数分
全 国 大 会 (予選会・記録会のある交流大会等を含む)	個人	5,000円
	団体	5,000円×人数分